カントリーサイン看板が新しくなりました！

令和６年６～７月の町民投票により新デザインが決定したカントリーサインにつきまして、令和６年12月20日に看板の取替作業が実施され、看板が新しくなりました。

看板は国道２カ所、道道３カ所に設置されておりますので、お通りの際にぜひご覧ください。

【カントリーサイン設置箇所】

国道：国道230号（長万部町境界、せたな町境界）
道道：丹羽今金線（せたな町境界）
今金北檜山線（せたな町境界）
八雲今金線（八雲町境界）



◀令和６年12月20日　看板取替時の様子（上部：新看板　下部：旧看板）

【問合せ】まちづくり推進課　企画政策グループ　☎82-0111

町税の滞納処分を強化しています

税金を滞納されている方には、段階的に催告を行っています。催告後、期日までに納税相談等がない方や、財産があると判断されるのに納付しない方など、悪質と判断される場合には、財産の差押えや自動車タイヤロック等を執行します。

また、令和３年４月以降に課税された町税の延滞金を完全徴収しています。納期限を過ぎて納税された場合、税額に加えて延滞金を納付いただきます。

○延滞金の率

納期限の翌日から納税日まで8.7％（納期限翌日から１か月の日までは、2.4％）なお、上記の率は、令和６年１月１日から令和６年12月31日までの期間です。

※令和７年１月１日から令和７年12月31日までの期間も同様の率となります。

令和６年中の延滞金計算式

（本税未納金額）×（納期限の翌日から１か月を経過する日までの日数）×2.4％÷365
＋（本税未納金額×（納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの日数）×8.7％÷365

○計算例

町・道民税第2期（納期限８月31日）本税未納額77,000円を11月16日に納税した場合

（１）最初の１か月（９月1日から９月30日まで）
延滞金・・・77,000円×30日×2.4％÷365＝（約）151円
（延滞金に１円未満の端数が生じるときは切り捨てます。）

（２）１か月を超える期間（10月１日から納付日の11月16日まで）
延滞金・・・77,000円×47日×8.7％÷365＝（約）862円

延滞金総額・・・（１）151円＋（２）862円＝1,013円⇒1,000円が加算されます。
（※100円未満切り捨て）



【問合せ】税務住民課　課税収納グループ　☎82-0111

特別啓発期間となっています。
署名コーナーを設置しています。

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験が実施されます

戸別受信機から自動的に大きな音が流れますので、実際の災害と間違えないようご注意ください。

【実施日】２月12日（水）11時00分



【試験内容】
消防庁から試験放送の情報が全国一律に配信されます。各市町村において、防災行政無線等による試験放送が実施されます。
防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声子局）からの試験放送の内容は、次のとおり。
①上り4音チャイム
②「これは、Jアラートのテストです」×3回
③「こちらはぼうさいいまかねです」
④下り4音チャイム

【問合せ】くらし安心課　防災・住民生活グループ　☎82-0111

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。
皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、**特に、次のことに注意するようにお願いいたします。**



◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。

◆既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。

◆**落氷雪は、気温が－３℃から＋３℃程度のときに発生しやすいという特徴**があるため、**早めに除雪する**とともに、除雪の際には必ず複数人で行い、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。

◆落氷雪があった場合は、直ちに負傷者がいないか確認するとともに、歩行者等の通行の支障にならないように、直ちに除却してください。

◆交通事故及び交通障害防止のため、**屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。**

◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

◆軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。
また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

北海道開発局・北海道・北海道警察

１月21日～２月20日まで北方領土の日
役場くらし安心課でも